

予算決算特別委員会会議録

○開 会 令和3年 9月30日 午前10:00

○閉 会 午前11:56

○出席委員（17名）

1番 鈴木 壮二	2番 戸田 俊樹	3番 菅原 理恵子
4番 藤原 仁美	5番 菅原 龍太郎	6番 佐藤 敏雄
8番 中川 光博	9番 澤井 昭二郎	10番 佐藤 義久
11番 伊藤 正吉	12番 藤原 典男	13番 堀井 克見
14番 菅原 秀雄	15番 小林 悟	16番 大谷 貞廣
17番 鑑 仁志	18番 西村 武	

○欠席委員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴木 雄大	副 市 長 鎌田 雅人
教 育 長 工藤 素子	総 務 部 長 菅原 剛
市民生活部長 伊藤 国栄	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲山 和法
福祉保健部技監兼社会福祉課長 筒井 弥生	産業建設部長 櫻庭 春樹
上下水道局長 渋谷 一春	教 育 部 長 伊藤 貢
総 務 課 長 千葉 秀樹	企画政策課長 安田 秀樹
学校教育課長 島崎 徳之	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健二	議会事務局次長 鈴木 学
--------------	--------------

予算決算特別委員会会議録

令和3年 9月30日（2日目）午前10時00分開会

1. 分科会委員長報告、質疑、討論、採決

- 議案第57号 令和2年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第58号 令和3年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について
- 議案第59号 令和3年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（案）について
- 議案第60号 令和3年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）
について
- 議案第61号 令和3年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について
- 認定第1号 令和2年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 認定第3号 令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 認定第4号 令和2年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
て
- 認定第5号 令和2年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和2年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定につい
て
- 認定第7号 令和2年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 認定第8号 令和2年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 令和2年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 認定第10号 令和2年度潟上市下水道事業会計決算の認定について

2. 閉会

午前10時00分 開会

○委員長（菅原理恵子） おはようございます。

ただいまの出席委員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【議案第57号 令和2年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について から
認定第10号 令和2年度潟上市下水道事業会計決算の認定について】

○委員長（菅原理恵子） 議案第57号、令和2年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから認定第10号、令和2年度潟上市下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

各分科会で詳細審査されました議案等の審査の経過と結果について、分科会委員長の報告を求めます。

なお、各分科会委員長報告のあとそれぞれ質疑を行います。質疑は審査の経過と結果に対するものであります。議案の内容に対する質疑は分科会付託前に終結しておりますので行うことはできませんので、あらかじめご了解をお願いします。

委員長報告がすべて終了後に討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教分科会委員長、社会厚生分科会委員長、産業建設分科会委員長の順に行います。

最初に、総務文教分科会委員長の報告を求めます。12番藤原総務文教分科会委員長。

○総務文教分科会委員長（藤原典男） 令和3年第3回定例会で予算決算特別委員会に付託され、本分科会で審査した議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日。令和3年9月17日、21日、2日間。

2. 出席委員。戸田俊樹、佐藤敏雄、堀井克見、小林 悟、菅原秀雄、藤原典男。

3. 説明当局。副市長、教育長、総務部長、教育部長、市民生活部長、議会事務局長、各関係課長。

4. 書記は、教育部幼児教育課の菅原職員。

5. 審査の経過と結果について。

議案第58号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億892万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億3,708万3,000円とするものです。

第2表地方債補正は、社会教育施設整備事業の限度額3,790万円を4,330万円に増額するものです。

歳入の主なものについて申し上げます。

21款1項6目教育債は540万円の増額です。

歳出の主なものについて申し上げます。

3款2項1目児童福祉総務費は575万7,000円の増額で、主なものは前年度子ども・子育て支援交付金返還金525万9,000円です。

4目保育園費は687万5,000円の増額で、主なものは若竹幼児教育センター空調設備更新に向けた実施設計委託料537万9,000円です。

6項3目公民館費は608万6,000円の増額で、塩口北野分館解体工事費です。

認定第1号令和2年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款市税は調定額29億9,590万8,007円に対し収入済額28億5,677万8,760円、不納欠損額が1,172万9,056円で、収入未済額は1億2,740万2,992円です。

2款地方譲与税は1億4,244万5,000円で、主なものは自動車重量譲与税1億67万9,000円です。

7款地方消費税交付金6億7,691万円のうち、社会保障財源分は3億8,577万円です。

10款地方交付税は62億8,710万9,000円で、主なものは普通交付税57億8,228万9,000円です。

14款国庫支出金のうち、主なものは特別定額給付金給付事業費補助金32億3,760万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6億791万1,000円です。

委員からは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使途に関して質問があり、当局からは、感染予防のための一定の環境整備を実施することができたものの、新型コロナウイルス感染症の影響は長引いており、市民の声を踏まえどのような支援が必要なのか、今後も研究が必要との回答がありました。

18款繰入金の主なものは財政調整基金繰入金で11億5,000万円です。

19款繰越金は5億8,545万5,414円で、前年度繰越金です。

21款市債は21億3,956万6,000円で、主なものはコミュニティ施設整備事業債9億2,870万円、幼保一体施設整備事業債4億2,780万円、臨時財政対策債3億3,350万円です。

歳出の主なものについて申し上げます。

1 款議会費 1 億6,361万3,971円の主なものは、議員と一般職員の人件費です。

2 款 1 項 1 目一般管理費 5 億2,000万9,578円の主なものは、特別職と一般職の人件費です。

5 目財産管理費 1 億9,582万3,188円の主なものは、一般職員の人件費、市役所庁舎等の維持管理に係るものです。

委員からは、6 目企画振興費の負担金補助及び交付金のまちづくり団体活動助成金の内容について質問があり、当局からは、この事業の目的は、にぎわいづくりや活性化など市民の方々の自主的な取り組みを市が支援するものであり、令和 2 年度では、音楽を通じたまちづくりに取り組む団体に25万円の助成をしているとの回答がありました。

8 目電子計算費 2 億5,112万4,545円の主なものは、システム更新及び物品保守管理の委託に係るものです。

9 目自治振興費11億4,525万8,338円の主なものは、市民センター整備工事10億2,709万9,700円です。

17目基金費 6 億8,570万9,000円の主なものは、財政調整基金積立金 6 億5,371万1,000円です。

7 項 1 目特別定額給付金事業費32億6,233万4,071円の主なものは、特別定額給付金32億3,830万円です。

3 款 2 項 4 目保育園費 8 億8,959万8,175円は保育園等 6 園の管理運営に係るものです。

6 目放課後児童健全育成費 1 億2,165万8,338円の主なものは、放課後児童クラブの運営に係るものです。

9 目放課後児童クラブ整備事業費 1 億1,342万5,760円は、でと児童クラブ整備に係るものです。

10目幼保一体施設整備事業費 4 億5,026万6,670円は、天王こども園整備に係るものです。

9 款 1 項 1 目消防費 8 億6,945万4,066円の主なものは、消防団活動に係るものと、湖東地区行政一部事務組合及び男鹿地区消防一部事務組合負担金です。

10款 1 項教育総務費 4 億3,249万8,856円の主なものは、高校生通学費助成金、学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事及び学校備品に係るものです。

2 項小学校費 2 億3,217万9,013円は、小学校 6 校の維持管理に係るものです。

3 項中学校費 1 億266万8,366円は、中学校 3 校の維持管理に係るものです。

委員からは、小学校及び中学校のトイレ改修工事について質問があり、当局からは、児童生徒数に応じた洋便器は対応できている現状であります。改修工事ができない箇所については、今後の大規模改修等で進めていきたいとの回答がありました。

4項幼児教育費1億3,005万3,024円の主なものは、天王幼稚園の管理運営に係るものです。

5項学校給食費1億2,615万9,559円の主なものは、学校給食調理等業務委託料9,790万円です。

6項社会教育費2億4,924万384円の主なものは、社会教育団体等への補助金、3公民館の各種事業及び分館等の施設管理費、公民館ホール空調設備改修工事に係るものです。

12款1項公債費は18億5,351万8,786円で、元金は17億3,961万795円、利子は1億1,390万7,991円です。

認定第6号、令和2年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入について申し上げます。

歳入合計は76万8,941円で、主なものは財政調整基金繰入金と前年度繰越金です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は47万4,460円で、主なものは財政調整基金積立金と財産管理に係るものです。

認定第7号、令和2年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は78万581円で、主なものは財政調整基金繰入金と前年度繰越金です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は47万7,086円で、主なものは財政調整基金積立金と財産管理に係るものです。

認定第8号、令和2年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は117万1,873円で、主なものは財政調整基金繰入金と前年度繰越金です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は93万8,450円で、主なものは財政調整基金積立金と財産管理に係るものです。

以上、予算決算特別委員会総務文教分科会の報告と致します。

○委員長（菅原理恵子） これで、総務文教分科会委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第58号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原理恵子） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に認定第1号、令和2年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原理恵子） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に認定第6号、令和2年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原理恵子） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に認定第7号、令和2年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原理恵子） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に認定第8号、令和2年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原理恵子） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、社会厚生分科会委員長の報告を求めます。8番中川社会厚生分科会委員長。

○社会厚生分科会委員長（中川光博） おはようございます。

それでは、令和3年第3回定例会で予算決算特別委員会に付託され本分科会で審査した議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日。令和3年9月15日、17日、21日、3日間です。

出席委員。澤井昭二郎、佐藤義久、伊藤正吉、菅原理恵子、中川光博。

説明当局。市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、福祉保健部技監兼社会福祉課長、各関係課長。

書記。福祉保健部健康推進課の田仲 恵さんをお願いしております。

審査の経過と結果。

議案第58号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

14款2項3目衛生費国庫補助金1,905万9,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金です。

18款1項1目特別会計繰入金6,128万3,000円は、後期高齢者医療特別会計繰入金及び介護保険事業特別会計繰入金の前年度実績確定による精算です。

歳出の主なものについて申し上げます。

3款3項2目扶助費3,404万8,000円は、前年度生活保護費等国庫負担金返還金です。

3目生活困窮者自立支援費326万9,000円の主なものは、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金です。

委員からは、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金について質問があり、当局からは、都道府県社会福祉協議会の特例貸付を終えた世帯を対象に、就労による自立を図るため、また、自立が困難な場合には円滑な生活保護の受給につなげるための支援金を支給するものと回答がありました。

4款1項9目新型コロナウイルスワクチン接種事業費2,669万4,000円の主なものは、ワクチン接種予約管理業務委託料です。

委員からは、新型コロナウイルスワクチン接種事業の12歳から15歳までの対象者に対する周知方法について質問があり、当局からは、12歳から15歳までの対象者には個別に接種券を郵送し、ワクチン接種に関わる情報を広報や市ホームページにて確認するようお知らせしているとの回答がありました。

議案第59号、令和3年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,513万7,000円とするものです。

歳入について申し上げます。

歳入は前年度繰越金です。

歳出の主なものについて申し上げます。

3款2項繰出金119万1,000円は、前年度の精算による一般会計繰出金です。

議案第60号、令和3年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,210万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,869万8,000円とするものです。

歳入について申し上げます。歳入は前年度繰越金です。

歳出の主なものについて申し上げます。

7款1項償還金及び還付加算金5,201万円は、前年度の精算に伴う国庫負担金等の返還金です。

2項繰出金6,009万2,000円は、前年度の精算に伴う一般会計繰出金です。

認定第1号、令和2年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の主なものについて申し上げます。

14款1項国庫負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金3億2,796万451円、生活保護費負担金6億4,069万1,250円及び児童手当負担金2億7,935万9,666円です。

2項2目民生費国庫補助金の主なものは、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金3,589万円、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金4,425万円です。

15款1項県負担金の主なものは、国保保険基盤安定負担金1億1,521万761円、介護給付費・訓練等給付費負担金1億6,211万7,962円です。

2項県補助金の主なものは、福祉医療費補助金1億652万6,370円です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費9,222万4,881円の主なものは、火葬場使用助成金と個人番号カード関連事業費負担金です。

3款1項1目社会福祉総務費1億7,909万328円の主なものは、市社会福祉協議会運営費補助金です。

2目障害者福祉費8億2,715万5,233円の主なものは、介護給付費・訓練等給付費です。

委員からは、介護給付費・訓練等給付費が前年度から増加している理由について質問があり、当局からは、就労継続支援A型やB型の利用者及び居宅介護等の利用者が増加したことによるものとの回答がありました。

3目福祉医療給付費2億5,237万9,929円の主なものは、福祉医療費です。

4目国民健康保険費3億280万6,097円は、国民健康保険事業特別会計繰出金です。

6目介護保険費6億7,017万2,000円は、介護保険事業特別会計繰出金です。

7目後期高齢者医療費5億774万3,827円の主なものは、県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金と後期高齢者医療特別会計繰出金です。

2項2目母子父子福祉費1億7,432万276円の主なものは、児童扶養手当です。

8目児童手当費4億574万1,205円の主なものは、児童手当です。

3 項 2 目扶助費 8 億 6,844 万 376 円の主なものは、生活扶助費と医療扶助費です。

委員からは、保護の状況について質問があり、当局からは、令和 2 年度の保護世帯数は 427 世帯 553 人で、令和元年度と比較すると 13 世帯 32 人の減少となっており、保護率は 17.3 パーセントであると回答がありました。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 1 億 1,597 万 6,517 円の主なものは、救急医療等支援事業費補助金と自殺予防活動費補助金です。

委員からは、地域自殺対策強化事業における S O S の出し方に関する教育について質問があり、当局からは、市内の小学生高学年と中学生を対象に、命の大切さやストレスの対処法を学ぶことで心の健康づくりへの理解を深めるという内容の講座を実施しているとの回答がありました。

2 目予防費 1 億 2,000 万 5,981 円の主なものは、各種個別予防接種委託料です。

2 項 2 目廃棄物対策費 9,469 万 9,950 円の主なものは、ごみ収集委託料です。

3 目クリーンセンター費は 2 億 6,904 万 2,624 円の主なものは、施設運営に係る光熱水費、修繕料と粗大ごみ処理施設運転管理委託料です。

4 目最終処分場費 1 億 6,729 万 4,421 円の主なものは、最終処分場延命化事業に係る埋立物運搬処理委託料です。

5 目し尿処理費 7,964 万 6,100 円の主なものは、男鹿地区衛生処理一部事務組合負担金です。

委員からは、汲み取り料金体制について質問があり、当局からは、地区により料金体制が異なっており、料金の統一については今後の検討事項であると回答がありました。

認定第 2 号、令和 2 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額 36 億 4,556 万 9,732 円に対し歳出総額 32 億 6,041 万 6,303 円、差引残額は 3 億 8,515 万 3,429 円です。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款国民健康保険税は、収入済額 5 億 5,928 万 4,356 円、収入未済額 1 億 9,917 万 196 円、不納欠損額 2,542 万 9,112 円です。

委員からは、国保税収納対策について質問があり、当局からは、税務課収納班と連携を取りながら督促状の送付や分納相談に応じているほか、毎月最終日曜日には納税相談を行っているとの回答がありました。

3 款 1 項 県補助金 24 億 2,982 万 1,532 円は、普通交付金と特別交付金です。

5 款 1 項 他会計繰入金 3 億 280 万 6,097 円の主なものは、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分です。

6 款 1 項 繰越金 3 億 3,834 万 5,700 円は、前年度繰越金です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2 款 1 項 1 目 一般被保険者療養給付費は 20 億 974 万 1,172 円です。

2 項 1 目 一般被保険者高額療養費は 3 億 392 万 6,107 円です。

3 款 1 項 1 目 一般被保険者医療給付費分は 5 億 6,582 万 9,742 円です。

2 項 1 目 一般被保険者後期高齢者支援金等分は 1 億 7,771 万 5,219 円です。

6 款 1 項 1 目 保健衛生普及費 882 万 2,065 円の主なものは、人間ドック等委託料です。

認定第 3 号、令和 2 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額 3 億 5,557 万 7,191 円に対し歳出総額 3 億 5,396 万 2,576 円、差引残額は 161 万 4,615 円です。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款 後期高齢者医療保険料は収入済額 2 億 2,584 万 3,100 円、収入未済額 269 万 8,800 円、不納欠損額 10 万 7,000 円です。

3 款 繰入金 1 億 2,792 万 9,242 円は、保険基盤安定分と人件費及び事務費等分です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2 款 後期高齢者医療広域連合負担金は 3 億 3,381 万 3,842 円です。

委員からは、後期高齢者医療の被保険者における 1 割負担と 3 割負担の割合について質問があり、当局からは、令和 3 年度 7 月末現在の被保険者は 5,300 人、その内 3 割負担の方が 110 人で率にして 2.08 パーセント、残りが 1 割負担の方であると回答がありました。

認定第 4 号、令和 2 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護保険事業勘定は、歳入総額 41 億 2,782 万 1,405 円に対し歳出総額 39 億 2,957 万 6,289 円、差引残額は 1 億 9,824 万 5,116 円です。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款 保険料は、収入済額 7 億 7,945 万 9,554 円、収入未済額 2,016 万 1,765 円、不納欠損額 301 万 8,520 円です。

委員からは、低所得者の方に対する保険料緩和について質問があり、当局からは、第 1 段階から第 3 段階の方は保険料の軽減措置があるとともに、生活維持できる方策につ

いて市生活困窮支援担当と連携して相談に応じていると回答がありました。

3款1項国庫負担金6億6,682万5,074円は、介護給付費負担金です。

2項国庫補助金2億6,431万6,245円の主なものは、介護給付費財政調整交付金です。

4款1項支払基金交付金9億8,927万2,077円の主なものは、介護給付費交付金です。

5款1項県負担金5億1,729万7,000円は、介護給付費負担金です。

7款1項一般会計繰入金6億7,017万2,000円の主なものは、介護給付費繰入金です。

8款1項繰越金1億7,616万2,161円は、前年度繰越金です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項介護サービス等諸費31億3,742万4,392円の主なものは、居宅介護サービス給付費と施設介護サービス給付費です。

5項特定入所者介護サービス等費2億5,582万5,691円の主なものは、特定入所者介護サービス費です。

4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費4,634万6,023円の主なものは、介護予防（訪問型・通所型）サービス事業費です。

委員からは、介護予防・生活支援サービス事業について質問があり、当局からは、平成29年度から介護予防給付として提供されてきた訪問介護と通所介護が総合事業に移行し、よりきめ細かい内容のサービスとしてサービスA、サービスB、サービスCに分類し実施していると回答がありました。

5款基金積立金7,226万1,008円は、介護給付費準備基金積立金です。

7款1項償還金及び還付加算金5,324万6,893円の主なものは、前年度介護給付費国庫負担金返還金と前年度介護給付費県負担金返還金です。

2項繰出金5,317万8,169円は、一般会計繰出金です。

介護サービス事業勘定は、歳入歳出それぞれ770万6,950円です。

歳入は、1款サービス収入の介護予防サービス計画費収入、歳出は、1款諸支出金の保険事業勘定繰出金です。

以上、予算決算特別委員会社会厚生分科会の報告とします。

○委員長（菅原理恵子） それでは、休憩と致します。そうすれば、38分から始めます。

（「しなくていい」の声あり）

○委員長（菅原理恵子） しなくてもいい。では、続けますか。じゃあ続けます。

これで、社会厚生分科会委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第58号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原理恵子） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に議案第59号、令和3年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原理恵子） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に議案第60号、令和3年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原理恵子） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に認定第1号、令和2年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。6番佐藤委員。

○6番（佐藤敏雄） 4款1項1目の保健衛生総務費のところ、先ほどご説明ありました地域自殺対策強化事業のSOSの出し方についてのところでちょっとお尋ねしたいと思うのですが、これについては、今後も課題になってくるだろうという観点からお尋ね致します。

年に何回くらいこのような講座を実施されているものなのか、このほかの自殺対策としてどのようなことをされているのか、またSNSを活用するなどの個別相談などは実施されているのか。もし実施されている場合ですが、その利用状況や効果はどうかとか、その辺についての議論がありましたら教えていただければと思います。

○委員長（菅原理恵子） 8番中川委員長。

○社会厚生分科会委員長（中川光博） 最初の質問ですけれども、小学校高学年、中学生を対象にというところでは、年に3回実施し、延べ186人がこの講座を受講しているとの回答がありました。小学校の中で大豊小学校、追分小学校の名前が挙がっておりました。

そのほかについて自殺関係では、今お話いただいたいろんな事業はやっていますけれども、メンタルヘルスサポーター養成講座等々とかいろんな形で自殺を社会的問題として捉えて、個人や地域で自分でできることを考える機会を提供していくという意味での講座を開催しています。

あと最後にありました、SNSを通じたいろいろサインの出し方、その点はどうだという質問ですけれども、その点については特に委員会の中では質疑をしておりません。

以上です。

○委員長（菅原理恵子） 6番佐藤委員、宜しいですか。ほかに質疑ございませんか。15番小林委員。

○15番（小林 悟） これは5ページ4款2項5目し尿処理の話なのですけれども、汲み取り料金の違いがいまだに解決していないという話を聞いてびっくりしたのですけれども、合併から何年になりますか、この間についてこういう話し合いはなかったのか。

それから料金の統一については、今後の検討事項とあると書いていますけれども、これいつころまで決定されるのか。その辺の話ありましたでしょうか。

○社会厚生分科会委員長（中川光博） まだ料金が統一されていないということで、既に合併してからかなり経っていますが、そういう状況が現にあるということで、今の質問小林さんと同じで驚いた次第でありますけれども、質疑の中ではこの間、統一に向けた具体的に介入、その他というのは今までずっとなされてきていないのではないかなというやり取りありましたけれども、一番手身近なところでは、本年の8月31日に4つの業者と市の方で打ち合わせをしたと。そのあたりで、統一に向けて進めていきたいというお話をしているということでした。かなり具体的な料金も何円、何円ということでもいろいろお話ありましたけれども、具体的には当局から説明ありましたのは、その利用者の立場とその4つの業者さんの最低賃金その他等の問題ありますので、そのあたりのことも含め今後会議を重ねて、早急にはと言いませんけれどもそのあたりが合意できるように今後進めていきたいと。早ければ来年の4月にはスタートさせたいというお返事ありましたけれども、あくまでも合意が前提ですので、そのあたりがどういうスケジュールでどう進められるのかというのは今後の課題だということで説明がありました。

以上です。

○委員長（菅原理恵子） 15番小林委員、よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。13番堀井委員。

○13番（堀井克見） 1点は、今、小林委員からも質問あったけれども、このし尿の統一料金、これ背景がありまして、間もなく男鹿、潟上のし尿処理場が経年劣化によって機能不全に至ると、そうすれば自動的に新規新設は財政等々もあるでしょうし無理だと限りなく。いずれにして、聞いている限りここ2、3年のうちにこのし尿処理の処理方

を秋田市の方に依頼するような話をちょっと伺っています。それも相手のあることですから交渉ということになるでしょうが。今当面延長、当局ではないのでそれがぎりぎりかなと思いますが、悠長に構えていられない背景があるということを実際に存在しているわけです。だとすれば、その前向きに検討するとかということではなくして、もうむしろそれに向けてきちっと、少なくともリッターいくらかするとかということの基本中の基本ですから、労働賃金こうだとかではなくして、それをやっぱり基礎的自治体として市民と直結する問題として、2、3年の展望というものを今からやっぱり公表を含め我々議会に委託も含めてやっぱり開示していくということが、私当たり前のことじゃないかなと思いますけれども、その点について、委員会では深掘りしたきちっとした審査されたのかどうか。今委員からはどういう質問があったのかということも含めてお尋ねしたいと思います。これが1点。

2つ目。その上、4目、今お尋ねしたのは5目。その上、4目の中で、最終処分場の延命化事業、処理費、埋め立ての。運搬委託料というのがあって1億6,700万くらいあります。この事業ちゃんとここに載っていますけれども、年間1億6,000万円も7,000万円も、これは税金を特別会計の方に繰り出しをし、税金が支出されるということなので、背景はどうなっているのか。これいつの時点から始まっていつまで続くのか。合わせてどれくらいの税金出動が見込まれて事業がされているのか。その後の展開というのはどうなるのか。これ潟上の財政事情とあわせて、これやっぱり簡単に看過できない問題なので、どういう背景と経緯と将来の展望とか、そこら所管の委員会としてどれくらい深掘りし審査されたのかご説明いただきたいと思います。まずこの2点についてお願いします。

- 社会厚生分科会委員長（中川光博） 1点目のし尿処理の関係ですけれども、おっしゃるご指摘のとおりだと思いますけれども、委員会のところでは今おっしゃったところまで深掘りはしておりません。

その料金の体系については、早ければ来年の4月1日を目処にという回答ありましたが、今、堀井委員の質問のありました内容については、それ以降のところまでは踏み込んでおりません。

あと、さっきありました現在のし尿処理場の経年劣化に伴う今後の方向付けについては、今回の委員会ではありませんでしたけれども5年を目処に秋田市と協定を結びたいということで進んでおります。その協定結ぶにも5年を目処にしているという回答は前

回ありましたので、そういうスパンで今話が進んでいるということですので、おっしゃったとおりそういう厳しい背景があるということは委員会の中ではそれ以上の深掘りはしておりません。

次の問題は、最終処分場については、これも前はかなり深掘りした記憶がありますが、今回は深掘りはしておりませんが、当局の説明の中では、この延命化事業については5カ年の計画で、この令和元年から令和5年までの計画ですので、ちょうど3年目に当たるという内容です。その都度委員会の中では、延命化の建設のリース代金あるいは運搬処理等々、費用については今年は1億5,400万円等々投入していますけれども、ほぼ5年間ですので掛ける5年分をほぼ想定するとこの延命化の事業は終わると。その後何年先まで延命化が可能かというところまでは、今回深掘りはしておりません。

以上です。

○委員長（菅原理恵子） 13番堀井委員。

○13番（堀井克見） していないのに、報告された内容についてとなれば、一時的には今中川委員長が答えてくれたのでOKといきたいところなのですが、せっかくの機会ですから、まさにし尿の問題、それからごみ処理場、衛生センターの問題、これやっぱり我々の当たり前の文化生活を行う上では避けて通れない。行政として非常にマイナーなところだけでも避けて通れない。しかしながら、税金もどんどん出動しなければならないということですので、潟上全体の財政と鑑み、やっぱり地域的なビジョンというものをきちっと持っていかなければならない大事な行政課題だと思いますので、この議論を通して今議会側と当局は行政懇談会とか行政云々とか前1回やっていますけれども、ここからは5年後どうなるのかあるいは3年後どうなるのか、逐一やっぱり我々議会の方にも報告と開示をし意見を賜る、この姿勢は持っていかないと立ち行かなくなりますよということを私は議員の一人として強く感じていますので、そのことを今後所管の委員会としては、所管といたって間もなく委員会も終わるわけですがけれども、今後所管としてやっぱりこういうことを掘り下げて、そして私ども議会の方に議員の方に報告していただきたい。当局の方にも、この議論を通してそういう問題が内蔵しているのだよということを強く認識してもらいたいということを申し上げて私の質問を終わります。

以上です。

○委員長（菅原理恵子） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原理恵子） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に認定第2号、令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。13番堀井委員。

○13番（堀井克見） 中川委員長、ご苦労様です。

ここでは、報告ありますけれども、国保保険税のことなのですが報告してあります。収入未済額約2億円。これざっくり計算してみれば歳入総額の5パーセント強です、収入未済額。さらに不納欠損、いただけない税金これが2,500万円いくらと。当局と答弁は、税務課、大変難儀されています、日ごろから私どもも感謝するわけですが、税務課収納班と連携を取りながら督促状送付や分割相談を毎月やっていますということの報告でありますけれども、まさにやっぱりこのコロナ禍の中で市民生活も疲弊する中で、やっぱりこの歳入がこういう不納欠損なり、あるいはまた順調に収入ができないと、歳入として受け入れできないということは、今後の会計のみならず、ひいては一般会計の中にも負担出てくるわけですから、足りない場合は。ですからここら、相当吟味してやらないといけない問題かなと思いますので、報告ありますけれども、このほかどういう質疑されてこういう報告に至ったのかということをもう少しウイング広げてもしお話できるのであればいただきたいと思いますがいかがですか。

○委員長（菅原理恵子） 8番中川委員長。

○社会厚生分科会委員長（中川光博） 大変大切な質問でありありがとうございます。

我々委員会でも感じたところは、この未済額も含め、最初不納欠損の額の件数といえますか人数といえますか、その不納欠損の内訳ということで、時効によるものが485件、執行停止によるものが880件、金額にすると2,542万円ですけれども件数にすると1,365件ということで、これは国民健康保険加入者が世帯ではなくて人数で見えますと、令和2年度で6,737人ですので、そのうちの不納欠損の件数が1,365件という数字。不納欠損については、ちょっとそこまで人数深掘りしていませんけれどもそういう状況を考えますと、おっしゃるとおり大変な全体的な状況ではないかなと委員会でも認識持っていますけれども、収納につきましては、この件もいつも出るのですが、いつも同じような回答になって、やはり全体の件数、パーセント、その方策について何らかまた別の方策が必要でないかなという印象は委員会全体としても持っております。

あともう一つ。この背景にあるのはもう一つあるのかなと思っていまして、これ次の報告にありました5款1項がらみの保険基盤安定繰入金等々の話になるのですが、その

軽減分として7割・5割・2割というお話出ますけれども、この令和2年度の場合、7割・5割・2割軽減の世帯数が3,345世帯ということで、全体の加入の世帯は、さっき人数は6,737人と申しましたけれども、加入世帯は4,351世帯ですので、ほぼ76.8パーセントがその軽減分の世帯に当たっていると、その構造的に全体を見越すと、さっき言った収入未済額あるいは欠損についても、そのあたりに全体をやっぱりもっとしっかり深掘りしていかないとなかなかいい対策は打てないのかなという気は委員会で共有しております。

○委員長（菅原理恵子） 13番堀井委員。

○13番（堀井克見） 報告その範囲ということで聞きにくいところなのですが、ただこれもやっぱり基礎的自治体として避けて通れない非常にマイナーな部分だけれども、市民の健康維持とあるいは税の公平性等々からいって、全く避けて通れないので毎回聞くこと、当局の毎回答えること、テープレコーダーを回したようなことではだめなのです。時代の進化とともに新しい手を打っていく。これ税務当局を責めているわけではないです。そのことをやっぱり全体俯瞰して考えていかないと、むしろ財政の最終的な負担になってくるわけですから、そこらをひとつこの議論を通して、我々議会はもとより議員はもとより、当局の方からも危機感をもってひとつ採用していただきたいということを申し上げておきます。

終わります。

○委員長（菅原理恵子） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原理恵子） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に認定第3号、令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原理恵子） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に認定第4号、令和2年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。12番藤原典男委員。

○12番（藤原典男） 委員長、ご苦労様です。歳入のことそれから介護サービスのことについて聞きたいと思いますので宜しくお願いします。

介護保険料については、年金から引き去りできないだけの収入の少ない方が手で払う

ということになってはいますけれども、その手で払っても払えない場合は1年間払えないと介護保険を使われないということになっているようですが、これについての対象者の対応はどうなっているのかという疑問がもしあったらお願い致します。

それから、4款1項1目なのですけれども、介護予防生活支援サービス事業費については、平成29年度から介護予防給付として提供されてきた訪問介護と通所サービスが総合事業に移行したということで、サービスA、サービスB、サービスCに分類し、ということが記入されておりますけれども、この具体的な中身について、ABCの中身について疑問がございましたら宜しくお願い致します。利用状況も含めて。

○委員長（菅原理恵子） 8番中川委員長。

○社会厚生分科会委員長（中川光博） 1つ目の質問ですけれども、この7ページの報告の歳入の1款についての委員からはということで、この低所得者の方に対する保険料緩和についての質問がありという報告していますけれども、今回、第1段階から第3段階の方は、保険料の軽減措置があるよというお話ありましたけれども、今ご指摘ありましたように、第1段階、第2段階、第3段階あるいは第4段階に至るまでも、かなり厳しい保険料の年額だと思います。特にここには第3段階までしか入れていませんけれども、さっき伊藤正吉委員とちょっと話していたら、第4段階も当日いろいろお話ししたよということを言われていましたけれども、年間の保険料かなり高くなっていますので、その付近この軽減措置がとられているという説明は当局からありましたけれども、これを見ますと基準が1から3が0.5ですけれども、これを0.3に軽減するなど、かなり額が0.5から0.3という額がかなり少額ですけれどもそういう措置を当局としてはとっているというお話をいただいていますけれども、それ以上の深掘りはしていません。

あと2つ目の歳出の方のこのサービス内容につきまして、A、B、Cという報告させていただきましたけれども、ちょっと報告不足かなと思ひまして反省しているところですが、サービス、この平成29年度から何が変わったかというのを最初申し上げますと、簡単に申し上げますと、対象者がちょっと変わっております。どういうふうに変ったかという、それ以前までは、介護認定を申請して、介護認定だめになった方が対象者だったのですけれども、今回は、その対象者が変わったと。その介護認定を申請する、しないに関わらず、その要支援者の方と65歳以上の方が全て対象になると。ただ、65歳以上の方全て対象になるといっても、当然要支援者のようにそういう相当する状態のある方という限定事項が付きましますけれども、65歳以上の方誰でも、ちょっと具合が悪く劣

化してくるとこの事業のサービスを受けられると変わりました。このABCというのは、今までにある訪問介護、通所介護の2つだったのですけれども今回3つにすみ分けをしたと考えていてもいいかと思えます。Aは何かというと、いわゆる生活援助、身体介護を含まない生活援助を行うサービスだと理解してください。それがAです。生活援助ですので、簡単に言うと調理や掃除あるいは一部の介助、ごみ出し、買い物の代行、同行とかというサービスが含まれると。サービスBについては、地域中心にその有償ボランティアや無償ボランティアの方々が提供する、簡単に言うと住民主体のサービスをサービスBとすみ分けさせましたけれども、現在潟上市では、ここは該当しておりません。サービスCというのが、これは機能訓練の、体劣化してきた場合に機能訓練の向上ということで、短期集中の3月から6カ月の保険や医療の専門職の皆さんが3月から6カ月の短期で提供する予防サービスということで、理学療法士だとかそういう資格を持った方々が提供するサービスということで、サービスCにすみ分けをしたということで理解していいのかなと思えます。

以上です。

○委員長（菅原理恵子） 12番藤原委員。

○12番（藤原典男） どうもありがとうございます。

年金から引き去りができない収入の方の保険料、未納の場合の介護保険の利用状況というのは質疑なかったということですか。今後もしなければ、ぜひそういうことも質疑していただきたいなということと、あとは介護サービスについてなのですが、Bについては、住民サービスを中心にとということで地域ということで、本市は該当していないという回答がありましたけれども、これについてはそれ以上、今後、どうBに取り組んでいくのかということのお話はありましたでしょうか。

○委員長（菅原理恵子） 8番中川委員長。

○社会厚生分科会委員長（中川光博） 特にこの箇所でお話ありませんけれども、住民主体のサービスですので、住民の皆さんが積極的にそういうグループなりしてサービスを提供するということを想定していますけれども、それ以外のところで地域包括ケアシステムということで現在、医療関係者あるいは介護関係者、地域関係者等々が一緒に集まった会議を現在進めております。その会議、現在は14名で会議を年4回のペースで進めているということですが、そういう会議が医療関係者あるいは介護関係者あるいは地域関係者が一体となった時点でその地域包括ケアシステムに移行できると思えます

ので、そうなった場合は、そのサービスBの主体となる地域中心のグループが出てくるのではないかなと思います。回答になっていましたでしょうか。

以上です。

○委員長（菅原理恵子） 12番藤原委員、宜しいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原理恵子） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ここで、暫時休憩と致します。11時15分までと致します。

午前11時03分 休憩

.....
午前11時15分 再開

○委員長（菅原理恵子） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、産業建設分科会委員長の報告を求めます。16番大谷産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（大谷貞廣） 皆さん、改めて、11時過ぎましたけれどもおはようございます。

令和3年第3回定例会で予算決算特別委員会に付託され、本分科会で審査した議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日。令和3年9月15日、17日。2日間です。

出席委員。藤原仁美、菅原龍太郎、鑑 仁志、西村 武、鈴木壮二、大谷貞廣。

説明当局。産業建設部長、上下水道局長、各関係課長。

書記。産業建設部都市建設課、菅原智也さんをお願いしております。

審査の経過と結果。

議案第57号、令和2年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

令和2年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金1億6,502万1,666円のうち3,000万円を資本金に組み入れ、3,000万円を建設改良積立金に積み立てし、残金を繰り越すものです。

議案第58号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

15款2項4目農林水産費県補助金は、多目的機能支払交付金180万8,000円です。

歳出の主なものについて申し上げます。

6款1項4目農地費は、多面的機能支払交付金事業費補助金241万円です。

8 款 2 項 1 目道路維持費は、道路維持補修工事628万1,000円です。

委員からは、多面的機能支払交付金の構成内容について質問があり、当局からは、主に農地維持支払交付金と資源向上支払交付金からなり、今回の補正予算は新規に活動する組織に支払われるものであるとの回答がありました。

議案第61号、令和3年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について。
収益的収入について申し上げます。

1 款 1 項営業収益は174万4,000円の増額で、県道側溝改良工事に伴う消火栓改修の受託工事です。

収益的支出について申し上げます。

1 款 1 項営業費用は929万9,000円の増額で、主なものは漏水緊急修理分を補正するものです。

委員からは、漏水の発生箇所について質問があり、当局からは、漏水は市内全域であり、布設管の新旧に関係なく発生しているとの回答がありました。

認定第1号、令和2年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の主なものについて申し上げます。

2 款 3 項 1 目森林環境譲与税716万2,000円、13款1項5目土木使用料7,333万5,130円の主なものは、2節の市営住宅使用料6,775万8,300円です。

14款2項4目土木費国庫補助金2億9,712万3,717円の主なものは、2節の社会資本整備総合交付金2億3,729万3,717円で、道路メンテナンス事業補助金1,678万5,000円、臨時道路除雪事業費補助金4,200万円です。

15款2項4目農林水産業費県補助金2億2,210万6,980円の主なものは、1節農業費補助金の多面的機能支払交付金9,175万3,560円、3節の水産業費補助金の水産物供給基盤機能保全事業費補助金9,000万円です。

委員からは、森林環境譲与税の用途について質問があり、当局からは、民有林の管理や整備等に対して重点的に充当されるとの回答がありました。

また住宅使用料の不納欠損について質問があり、当局からは、住宅使用料は私債権であり、不納欠損するためには債権放棄の議決が必要との回答がありました。

歳出の主なものについて申し上げます。

2 款 7 項 2 目事業者継続支援費1億732万6,028円の主なものは、事業者継続支援金9,720万円、飲食店コロナ対策支援金914万3,000円です。

4 款 1 項 8 目水道事業費5,255万6,147円の主なものは、水道事業会計出資金4,280万4,147円です。

6 款 1 項農業費 3 億990万478円の主なものは、3 目農業振興費の経営所得安定対策推進等事業費補助金891万8,000円、農業次世代人材投資事業費補助金1,125万円、4 目農地費の多面的機能支払交付金事業費補助金 1 億2,233万8,080円です。

6 款 3 項水産業費 1 億9,748万1,563円の主なものは、1 目水産業振興費の潟上漁港に係る機能保全工事 1 億7,597万4,700円です。

7 款 1 項商工費 3 億8,594万7,622円の主なものは、1 目商工振興費の設備投資助成金 1 億円、2 目観光費の鞍掛沼公園 3 施設指定管理料8,060万円です。

8 款 2 項道路橋梁費 8 億4,265万4,138円の主なものは、1 目道路維持費の除雪委託料 2 億2,501万1,875円、2 目道路新設改良費の道路改良工事 2 億7,620万9,098円です。

8 款 4 項都市計画費 6 億3,493万6,487円の主なものは、2 目公園費の公園施設指定管理料6,469万9,900円、3 目公共下水道費の下水道事業会計補助金 3 億7,423万1,368円です。

8 款 5 項住宅費3,280万1,027円の主なものは、1 目建築住宅総務費の住宅リフォーム補助金1,947万3,000円です。

委員からは、事業者継続支援金の申請者の確認方法と件数について質問があり、当局からは、基準日以前から収入を得ているかを確定申告や開業届、事業開始届などで審査しており、申請件数は972件であるとの回答がありました。

また、公園の修繕費1,060万4,423円の修繕箇所について質問があり、当局からは、天王地区25カ所、昭和地区 8 カ所、飯田川地区11カ所の遊具の老朽化による修繕であるとの回答がありました。

さらに下水道事業の一般会計からの繰入金で不用額が生じたことについて質問があり、当局からは、維持管理費の不用額で主なものは管渠費、処理場費、流域下水道維持管理負担金で、3月まで事業費が確定しなかったため減額補正ができなかったとの回答がありました。

認定第 5 号、令和 2 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は66万6,054円で、主なものは財政調整基金繰入金34万円です。

委員からは、補助金の流れについて質問があり、当局からは、財産区所有林で実施し

た間伐事業の経費と補助金、丸太販売等の収入は森林組合が管理精算することにより、財産区の収入となっているとの回答がありました。

歳出について申し上げます。

歳出合計は45万9,680円で、主なものは、財政調整基金への積立金32万3,000円です。

認定第9号、令和2年度潟上市水道事業会計決算の認定について。

収益的収入及び支出について申し上げます。

事業収益の決算額は6億901万9,923円で、主なものは、水道料金収入と下水道使用料徴収収納事務受託料です。

事業費用の決算額は5億1,223万2,683円で、不用額は3,463万3,317円です。費用の主なものは減価償却費、施設の維持管理に係る委託料、修繕費及び動力費です。

資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入の決算額は4,414万8,523円です。

資本的支出の決算額は3億9,019万3,569円で、不用額は3,188万1,431円です。事業の主なものは、出戸浄水場非常用発電機更新工事です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,604万5,046円は、過年度分損益勘定留保資金1億4,120万円、当年度分損益勘定留保資金1億7,484万5,046円、減債積立金3,000万円で補填されております。

委員からは、新浄水場の内容について質問があり、当局からは、二田、羽立北野、一向浄水場の3カ所を統合し新しく児玉地区に建設する予定であり、稼働時期は令和6年4月1日予定との回答がありました。

認定第10号、令和2年度潟上市下水道事業会計決算の認定について。

収益的収入及び支出について申し上げます。

事業収益の決算額は11億537万8,370円で、主なものは下水道等使用料です。

事業費用の決算額は10億6,815万8,109円で、不用額は1,716万9,891円です。費用の主なものは流域下水道維持管理負担金、減価償却費です。

資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入の決算額は4億615万1,353円で、主なものは企業債及び出資金です。

資本的支出の決算額は7億124万209円で、不用額は102万6,791円です。事業の主なものは、西長根地区管渠布設工事、持谷地地区管渠布設工事、流域下水道建設負担金です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億9,508万8,856円は、過年度分損益勘定

留保資金5,606万5,903円、当年度損益勘定留保資金2億3,902万2,953円で補填されております。

委員からは、料金の未納対策について質問があり、当局からは、督促状、差し押さえの通知を発送後、連絡のなかった2件に対して差し押さえを行ったとの回答がありました。

また時効について質問があり、当局からは、水道の時効は令和2年4月1日に民法改正後の契約者に対しては5年、それ以前のは2年となっており、下水道は5年であるとの回答がありました。

以上、予算決算特別委員会産業建設分科会の報告とします。

○委員長（菅原理恵子） これで、産業建設分科会委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第57号、令和2年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原理恵子） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に議案第58号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原理恵子） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に議案第61号、令和3年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。10番佐藤委員。

○10番（佐藤義久） 漏水の関係で、市内全域にある布設の布設管の新旧に関係ないというけれども、原因は主にどういうのであったのか説明ありましたでしょうか。

○委員長（菅原理恵子） 16番大谷委員長。

○産業建設分科会委員長（大谷貞廣） 当時の施工というのですか、塩ビの配管が多いそうです。それでその後は、当局としては鋳鋼に替えなさいという指導をしているそうです。

以上です。

○委員長（菅原理恵子） 10番佐藤委員。宜しいですか。ほかにごございませんか。2番戸田委員。

○2番（戸田俊樹） 漏水についてのお話ありましたけれども、この議会開催中と言いま

すか、先月から漏水ではない水道水の濁り、これがあるということについて委員会、分科会から質問があったと思いますけれども、その点について当局の説明はいかようであったか、委員長からご報告をお願いしたいと思います。

○委員長（菅原理恵子） 16番大谷委員長。

○2番（戸田俊樹） 聞こえなかったか。もう一回しゃべるか。

○委員長（菅原理恵子） 戸田委員、宜しいですか。じゃあ16番大谷委員長。休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

○委員長（菅原理恵子） 会議を再開します。16番大谷委員長。

○産業建設分科会委員長（大谷貞廣） ただいまの質問にお答えします。

ハラへ地区の水の濁りだと思っております。

一部地域で水に色が出たと。原因の1つとして、塩素に反応するマンガンではないかと考えられると。塩素濃度基準内のぎりぎりまで下げると対応しておるということでした。

○委員長（菅原理恵子） 大谷委員長、以上ですか。

○産業建設分科会委員長（大谷貞廣） 以上です。

○委員長（菅原理恵子） 2番戸田委員。

○2番（戸田俊樹） これはもう8月の末20日ころから現状まだ改善されておらないという現状なので、委員からその旨までは言わなかったと思うのですけれども、開催日が違いますから。当局の対応が非常に悪いという市民の声ですので、どういう対策をされていくかということは、ただいまマンガンが反応しているということらしいということですのでけれども、それで対応終わりなのか。漏水されているということは漏水箇所から汚濁水が入るということもあるわけで、飛び飛びになっているのです。当局も完全に把握していると思うのですけれども、そのややによっては本当1日15リットルの給水のペットボトルのようなものだけでは間に合わないわけですのでけれども、これは本会議でこれだけ発言しておきますけれども、記録に残しておくということでお話ただけですから、答弁は必要ございません。

○委員長（菅原理恵子） 宜しいですか。ほかに質疑ございませんか。15番小林委員。

○15番（小林 悟） 今の漏水の箇所なのですけれども、要は、発生していることはわ

かりました。このあと、どういう計画でこれを改修していくのかというのは質疑の中であったのかどうか。このあとの対策についてのお答えをもしよければお聞かせください。

○委員長（菅原理恵子） 16番大谷委員長。

○産業建設分科会委員長（大谷貞廣） これはまず先ほどもお話したのですけれども、塩ビを鋳鋼に替えると。それからもう一つはアセット・マネジメントの委託を始めるということをいただいております。

以上です。

○委員長（菅原理恵子） 15番小林委員。

○15番（小林 悟） そうすると、今年からこの漏水緊急修理分として出していますけれども、このあとは、計画的に漏水箇所を確認しながら調べながら改修していくということで、これ何年くらいかかるかということまでは話はされていませんか。

○委員長（菅原理恵子） 16番大谷委員長。

○産業建設分科会委員長（大谷貞廣） 私の在籍中にはありませんと思います。これはお答えできません。

○委員長（菅原理恵子） 15番小林委員。

○15番（小林 悟） 水道事業にかなり利益余剰金の中でこういう緊急的な漏水が出ているとなれば、早期に対応していただくのが市民にとってもっともよい方法であり、このことがいつまでできるかとわからないようであれば大変本当は厳しいことだと思いますけれども、このあと何年か、2、3年くらいですけれども、短期において短期で漏水を直してもらいたいと思いますので宜しくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（菅原理恵子） ほかに質疑ございませんか。13番堀井委員。

○13番（堀井克見） 委員長の報告の範囲の質疑という前提になっていますので、それをまず考えながらちょっとお尋ねしますが、今3人の方から漏水という質問ありました。当局が、漏水は市内全域であり、布設管の新旧に関係なく発生すると。まさに重大宣言したようなものです。土の中にあるものですから、何年度に何やって対応年数がどれくらいなのか、劣化の程度どうなのか。これもやらないで令和6年度にその見玉に作るなんて、これもおそらく羽立北野の浄水場が劣化したからやむを得なくてやるのでしょうかけれども、現状あるものに維持管理できないものを、新しいものやっていくという、この会計全般から見るとです。何を悠長にこの脇の甘いことを。これ当局責めるわけでは

ない、これコロコロ代わるから担当は。でもやっぱり潟上、まさに基礎的自治体の持続可能なSDGsの話です言ってみれば。だからそういう観点からいくと、我々議員は看過できる話ではないです、はっきり言って。ですから、委員長が答弁できるはずもない。例えば、審査のための分科会委員長だから。だから、やっぱりそこら辺は掘り下げてもしょうがないところもあるのだけれども、ただこのまま看過できない。当局が、担当部長だか課長だかのレベルじゃないのだ、行政のまさに文化生活の血液と水というのは人間の、水というのは大変で生きていかれないです。これが今8月からタラタラ続いていると。マンガンこうだとかそういうことじゃないのです。抜本的な解決策、中長期的なビジョンというものを早急に我々示すべきだ。これ説明ないもの、説明できないでしょう我々。代弁者いただいている議員が。ということは、看過できないということです。何をさておいてもこれをやらなきゃだめだと思う。当事者にしてみれば、15リットル来たとか来ないとかという死活問題です、はっきり言って。災害もないのに。しかも、全域至るところだと、まるで天文学的な雲をつかむような話でしょう。これは審査し説明を受けて報告する。これを議題が看過できるものではない。決算といえどもこれ重大な問題です。これ、できるかどうか議事処理の問題もあるのでしょうけれども、本当に特別委員長から特段なる配慮いただいて、担当とか市長の現状認識、見解というものを聞きたいくらいは私は。委員長に質問というよりも、これだけ我々は議会議員として大変な危機感を持って重大宣言がされたと受け止めざるを得ないということ。コロナだけじゃないでしょう。これ生きていかれないから人。水なければ。その事態が潟上市に至るところに発生すると報告書で開示されたということになるのじゃないですか。委員長に対しての質問ちょっと超えていますから求めませんが、せつかく本会議で特別報告の中で、私は非常に警鐘を鳴らしたいと思います。

以上。

○委員長（菅原理恵子） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原理恵子） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に認定第1号、令和2年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原理恵子） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に認定第5号、令和2年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菅原理恵子) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に認定第9号、令和2年度潟上市水道事業会計決算の認定について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菅原理恵子) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に認定第10号、令和2年度潟上市下水道事業会計決算の認定について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菅原理恵子) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、令和3年度各会計補正予算(案)及び令和2年度各会計決算の認定について、順次、討論、採決を行います。

最初に議案第57号、令和2年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菅原理恵子) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(菅原理恵子) 起立多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第58号、令和3年度潟上市一般会計補正予算(第5号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菅原理恵子) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(菅原理恵子) 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第59号、令和3年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菅原理恵子) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(菅原理恵子) 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第60号、令和3年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菅原理恵子) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(菅原理恵子) 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第61号、令和3年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菅原理恵子) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(菅原理恵子) 起立多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に認定第1号、令和2年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菅原理恵子) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(菅原理恵子) 起立全員です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に認定第2号、令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菅原理恵子) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(菅原理恵子) 起立全員です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に認定第3号、令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菅原理恵子) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

- 委員長（菅原理恵子） 起立全員です。したがって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に認定第4号、令和2年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長（菅原理恵子） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 委員長（菅原理恵子） 起立全員です。したがって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に認定第5号、令和2年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長（菅原理恵子） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 委員長（菅原理恵子） 起立全員です。したがって、認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に認定第6号、令和2年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長（菅原理恵子） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

- 委員長（菅原理恵子） 起立全員です。したがって、認定第6号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に認定第7号、令和2年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長（菅原理恵子） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 委員長（菅原理恵子） 起立全員です。したがって、認定第7号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に認定第8号、令和2年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長（菅原理恵子） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 委員長（菅原理恵子） 起立全員です。したがって、認定第8号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に認定第9号、令和2年度潟上市水道事業会計決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長（菅原理恵子） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

○委員長（菅原理恵子） 起立全員です。したがって、認定第9号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に認定第10号、令和2年度潟上市下水道事業会計決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（菅原理恵子） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第10号を採決します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長（菅原理恵子） 起立全員です。したがって、認定第10号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全部終了致しました。

これをもちまして、予算決算特別委員会を閉会します。

なお、本日午後1時30分より本会議が再開されますのでご参集お願い致します。

どうもお疲れ様でした。

午前11時56分 閉会